

# 弁護士費用の目安

日出町法律事務所

- ❖ 弁護士にお支払い頂く費用は、ご依頼の内容によって異なります。費用の目安は下記の通りです。
- ❖ ただし、法テラス（日本司法支援センター）の民事法律扶助制度の資力要件を満たす場合は、弁護士費用を一旦法テラスが立て替えた上で、分割(月額 5000 円～)でのお支払いが可能です。この場合、各種弁護士費用の金額は、法テラスが算出し、決定します。詳しくは弁護士にお尋ねください。

ご依頼の内容	着手金又は手数料 ご依頼開始時に頂きます。 結果の成否に関わらずかかる費用です。	報酬金（成功報酬） 案件終了時に、成功した程度に応じて 頂く費用です。
1 法律相談	初回 1時間まで無料 2回目以降 5000円／30分 ※2以降の手續をご依頼頂くことになった 場合には法律相談料は頂きません。	なし
2 法律関係調査	5万円～20万円	
3 内容証明郵便作成	3万円～5万円	
4 訴状・申立書等の書類作成	8万円～15万円	
5 交渉	10万円～30万円	得られた金額（相手の請求額から減額した金額）の10%程度 又は 着手金と同額程度
6 調停	20万円～40万円	同上
7 審判	20万円～40万円	同上
8 訴訟	20万円～50万円	同上
9 自己破産申立	個人 20万円 法人 50万円	なし

実費 郵便切手、収入印紙、交通費、通信費、 コピー代等、案件処理のために要した費用	案件ごとに5000円～2万円程度お預かりします。 不足した場合は追加をお願いし、案件終了時に残額がある場合は精算して返還します。
日当（出張日当） 弁護士が裁判所に出頭した場合や、 調査等で出張した場合にかかる費用	沼津・富士・掛川・浜松支部 1回 1万円 その他の地域（往復4時間以内） 1回 ～5万円 その他の地域（往復4時間超） 1回 ～10万円 調停出廷日当（上記に加算します） 1回 ～2万円

※上記は消費税別の金額です。

※上記は、あくまでも目安であり、具体的な金額は、ご依頼の案件の経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情によって決定します。特に困難な案件の場合、上記の金額と異なる費用のお支払いをお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※調停から訴訟など同じ案件が別の手續に移行する場合は、後の手續について着手金を減額することがあります。

※過払い金請求、民事保全、民事執行、刑事事件等の弁護士費用については、別途、弁護士にお尋ねください。

# 弁護士報酬規程

日出町法律事務所

以下はおおよその基準であり、着手金額・報酬金額等を決定するに当たっては、個別に事件の難易・依頼者の資力・経済的更生への影響などの諸事情を勘案して具体的金額を決定致します。

## 第1 弁護士報酬・費用等の種類

1 法律相談料	面談・電話等による法律相談の対価です。
2 着手金	事件処理開始前に頂く弁護士報酬です。 下記の報酬金(成功報酬)とは別個のもので、結果の成否にかかわらず頂きます。
3 報酬金(成功報酬)	事件処理の結果、成功した程度に応じて頂く弁護士報酬です。上記着手金とは別個のものです。
4 その他の弁護士報酬	文書作成料・接見費用等、上記着手金・報酬金(成功報酬)による計算によらずに、手数料等の方式で弁護士報酬を決める場合もあります。
5 日当(出張日当)	事件処理のために長時間の移動を要する場合などに頂く弁護士拘束の対価です。
6 費用(実費)	収入印紙代・郵券代・その他通信費・交通費・コピー代等、上記の弁護士報酬とは別に事件処理に要した費用です。
7 消費税	上記1～5の弁護士報酬には消費税が別途かかります。

## 第2 弁護士報酬の支払時期

1 法律相談料	相談時。 ただし、事件を受任することになった場合には頂きません。
2 着手金	依頼を受けたとき(依頼内容に着手する前)。 ただし、債務整理事件等では、依頼者の資力・依頼者の経済的更生への影響などを考慮して分割払いなどにも応じます。
3 報酬金(成功報酬)	事件等の処理(依頼内容)が終了したとき。
4 その他の弁護士報酬・日当	特に定めがない場合には、依頼内容に着手する前。
5 費用	依頼を受けたとき(依頼内容に着手する前)。 一定額をお預かりし、事件終了時に清算します。不足の場合は費用発生時に不足分を請求させて頂き、残額がある場合は精算の上残額を返還致します。

### 第3 弁護士報酬基準額

(※下記金額は税抜価格ですので、別途消費税がかかります。)

#### 1 法律相談料

法律相談料	初回は1時間まで無料。2回目以降30分につき、5000円 その後は15分延長するごとに2500円
出張法律相談料	上記の法律相談料に加え、下記の追加料金を頂きます。 10km以内 3500円 以後、10km離れるごとに 3500円

#### 2 一般民事事件（訴訟事件，調停事件，非訟事件，示談交渉事件，契約締結交渉等）

(※事件内容により、50%の割合で下記金額を増減額することがあります。)

(※本件事件が訴訟提起・上訴等により受任範囲とは異なる手続に移行し、引き続き受任する場合は、その新たな委任契約の協議の際に再度協議するものとします。)

(※経済的利益の算定方法は第4のとおりです。)

着手金	事件の経済的利益の額が 0～200万円の場合 20万円 200万円～300万円の場合 8% 300万円～3000万円の場合 5% 3000万円～の場合 3% (※経済的利益を算定しがたいときは、経済的利益の額は800万円とします。) (※裁判外の交渉(示談交渉)の場合には、着手金は上記により算定された額の50%に減額することができます。) (※示談交渉を除く契約締結交渉の場合には、着手金は上記により算定された額の25%に減額することができます。)
報酬金	事件の経済的利益の額が 0～300万円の場合 10～16% 300万円～の場合 10% (※経済的利益を算定しがたいときは、経済的利益の額は400万円とします。)

#### 3 民事執行事件

(※本案事件に引き続いて受任した場合も、事案に応じて着手金・報酬を頂く場合があります。)

1 民事執行	着手金	2の規定により算定された額の50% ただし、最低額は5万円とします。
	報酬金	2の規定により算定された額の25%

#### 4 保全事件

1 民事保全	着手金	2の規定により算定された額の50% ただし、最低額は10万円とします。
	報酬金	2の規定により算定された額の25%

## 5 家事事件

(※財産分与・慰謝料等の財産給付を伴う場合には、下記金額に実質的な経済的利益の額を基準として、「2 一般民事事件」により算定した着手金及び報酬金を加算します。)

1 離婚事件	着手金	20万円～50万円
	報酬金	20万円～50万円
2 裁判外の交渉	着手金	10万円～30万円
	報酬金	10万円～30万円
3 家事調停	着手金	20万円～40万円 (ただし、別途出廷日当がかかります)
	報酬金	20万円～40万円
4 家事審判	着手金	20万円～40万円
	報酬金	20万円～40万円
5 甲類家事審判事件のうち争いのないもの	着手金	20万円～20万円
6 人事訴訟	着手金	20万円～50万円
	報酬金	20万円～50万円
7 遺言書作成	(a) 定型の場合	10万円～20万円
	(b) 非定型の場合 受遺者の経済的利益が300万円以下の場合 30万円 受遺者の経済的利益が300万円以上の場合 事案の複雑さ等を勘案し、協議により定める額 (※公正証書にする場合はさらに3万円を加算します。)	
8 遺言執行	(a) 受遺者の経済的利益が300万円以下の場合	30万円
	(b) 受遺者の経済的利益が300万円以上の場合 事案の複雑さ等を勘案し、協議により定める額	

## 6 その他の事件

(※財産給付を伴う場合には、下記金額に実質的な経済的利益の額を基準として、「2 一般民事事件」により算定した着手金及び報酬金を加算します。)

1 筆界特定申立	着手金	20万円～30万円
	報酬金	20万円～30万円
2 境界確定訴訟	着手金	20万円～50万円
	報酬金	20万円～50万円
3 労働審判	着手金	20万円～30万円
	報酬金	20万円～30万円

## 7 個人(非事業者)の債務整理(任意整理・自己破産・個人再生)

(※同一債権者でも別支店の場合で、別々に交渉が必要の場合には別債権者として扱うことがあります。)

1 任意整理	着手金	債権者数に応じ (a) 2社以下 5万円 (b) 3社以上 2万円×債権者数
	報酬金	(a) 債権者の請求を免れたとき 債権者の請求額を減額させた額の10% (b) 過払金の返還を受けたとき 交渉によるとき 返還を受けた過払金の20% 訴訟によるとき 返還を受けた過払金の25% ※(a)と(b)を重複して適用する場合があります。 またそれぞれの債権者と和解が成立する都度、当該債権者に関する報酬金を請求することができるものとします。
	費用	分割弁済金送金手数料 1債権者に1回振込毎に1000円(振込手数料込)
2 自己破産	着手金	(a) 債務総額が1000万円以下の場合 債権者数にかかわらず 20万円 (※免責不許可事由がある場合や資産がある場合など、管財事案となる可能性があるときには、上記金額に5万円を加算した金額とします。) (※夫と妻、親と子など、関係ある複数人からの受任で同一裁判所での同時進行手続の場合、1人当たりの金額は上記金額から5万円を減額した金額とします。会社と代表者個人双方から受任する場合の代表者個人についても同様とします。)  (b) 債務総額が1000万円を超える場合 債権者数にかかわらず 20～40万円 (※関係ある複数人からの受任で同一裁判所での同時進行手続の場合、1人当たりの金額は上記金額から10万円を減額した金額とし、会社と代表者個人双方から受任する場合の代表者個人についても同様とします。)
	報酬金	過払金の返還を受けたとき (a) 交渉によるとき 返還を受けた過払金の20%相当額 (b) 訴訟によるとき 返還を受けた過払金の25%相当額
	費用	下記の費用が最低限必要となります。 (a) 同時廃止事案の場合 裁判所への予納金 1万0290円 収入印紙代 1500円 (b) 管財事案の場合 裁判所への予納金 最低で20万円 収入印紙代 1500円

3 個人再生	着手金	(a)住宅資金特別条項を利用しない場合 20万円 (b)住宅資金特別条項を利用する場合 40万円
	報酬金	(a)債権者数 5社以下で事案簡明な場合 なし (b)債権者数 5社以下の場合 5万円 (c)債権者数 6社～15社までの場合 10万円 (d)債権者数16社以上の場合 15万円 (e)債権者数16社以上で事案複雑の場合 20万円 ※過払金の返還を受けたときには任意整理の報酬基準に準じて報酬を頂きます。
	費用	裁判所への保管金 2万円 印紙代 1万円  分割弁済金送金手数料 1債権者に1回振込毎に1000円(振込手数料込)

## 8 法人・事業者の倒産処理

1 任意整理	着手金	50万円 (※事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、別途弁護士報酬を受け取ることができます。)
	報酬金	債権取立・資産売却等により配当原資を集めたとき (a) 500万円以下 配当原資の15% (b) 500万円～1000万円 配当原資の10% (c) 1000万円～5000万円 配当原資の8% (d) 5000万円超 配当原資の6% 依頼者及び依頼者に準ずる者から配当原資の任意提供を受けたとき (a) 5000万円以下 配当原資の3% (b) 5000万円～1億円 配当原資の2% (c) 1億円超 配当原資の1%
2 破産	着手金	負債総額に応じ (a) 5000万円以下 50万円 (b) 5000万円～1億円 50～100万円 (c) 1億円超 200万円以上 (※付随する保全事件の弁護士報酬も含まれます。)
	報酬金	過払金の返還を受けたとき 返還を受けた過払金の20%相当額
	費用	下記の費用が最低限必要となります。 裁判所への予納金 上記弁護士費用と同程度 収入印紙代 1000円 切手代 240円×債権者数
3 民事再生	着手金	50～100万円 (※付随する保全事件の弁護士報酬も含まれます。)
4 会社整理 ・特別清算	着手金	50～100万円 (※付随する保全事件の弁護士報酬も含まれます。)
5 会社更生	着手金	50～100万円 (※付随する保全事件の弁護士報酬も含まれます。)

## 9 刑事事件

1 捜査弁護	着手金	自白事件	30万円～
		否認事件及び重大事件	40万円～
	報酬金	不起訴	
		(a)通常の場合	20万円～40万円
		(b)否認事件・重大事件の場合	30万円～
		求略式命令	上記を超えない金額
		起訴事実が被疑事実より有利になった場合	5万円～20万円
準抗告等が認容された場合	5万円～20万円		
2 公判弁護	着手金	※捜査弁護から引き続いて受任する場合には、下記の金額より10万円を減額します。	
		自白事件	30万円～
		否認事件及び重大事件	40万円～
		公判前整理手続事件 期日間整理手続事件	上記金額に10万円を加算します。
	報酬金	無罪	50万円～
		刑の執行猶予	
		(a)通常の場合	20万円～40万円
		(b)重大事件の場合	30万円～
		(c)弁護活動に特に労力を要した場合	50万円～
		求刑より刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額
		認定事実が起訴事実より有利になった場合	20万円～
		検察官上訴が棄却された場合	30万円～
		保釈された場合	10万円～30万円
		3 少年事件	着手金
少年審判における付添人活動	成人の公判弁護に準じます。		
抗告・再抗告及び保護取消事件	20万円		
報酬金	非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分		成人の無罪の場合に準じます。
	非行事実認定に基づく 審判不開始・不処分又は 保護観察		成人の執行猶予の場合に準じます。

## 10 その他の弁護士報酬

1 法律関係調査	5万円～20万円
2 内容証明郵便作成	3万円～5万円
3 訴状・申立書等の書類作成	8万円～15万円
4 自賠償請求	(a) 給付金額が150万円以下の場合 3万円 (b) 給付金額が150万円以上の場合 給付金額の2%
5 証拠保全	20万円に「2 一般民事事件」により算定した着手金の額の10%を加算した額

## 11 日当

1 静岡地裁（本庁）管内	なし
2 静岡地裁（沼津支部、富士支部、掛川支部、浜松支部）管内	1回 1万円
3 上記以外の往復4時間圏内	1回 最大5万円
4 その他の地域	1日 最大10万円
5 調停出廷日当	1回 2万円（上記1～4に加算します）

#### 第4 経済的利益の算定方法

経済的利益の額は、この弁護士費用規程に特に定めのない限り、以下のとおり算定します。

金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
将来債権	債権総額から中間利息を控除した額。
継続的給付債権	債権総額の70%の額。 期間不定のものは7年分の額。
所有権	(a) 通常の場合 対象物の時価相当額。 (b) 建物の場合 対象建物の時価相当額＋敷地の時価の33%の額。
占有権・地上権・ 永小作権・ 賃借権・使用借権	(a) 通常の場合 対象物の時価の50%の額。 ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の50%の額を超えるときは、その権利の時価相当額。 (b) 建物の場合 対象建物の時価の50%の額（ただし、その権利の時価が対象建物の時価の50%の額を超えるときは、その権利の時価相当額）＋敷地の時価の33%の額。
地役権	承役地の時価相当額の50%の額。
担保権	被担保債権額。 ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
建物明渡請求事件	建物賃借権の基準によるほか、年間賃料（共益費等を含む）の2年分の価額をもって算定することができます。
賃料増減額 請求事件	増減額分の7年分の額。
不動産登記手続 請求事件	不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権・担保権に関する事件に準じた額。
詐害行為取消 請求事件	取消請求債権額。 ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
共有物分割 請求事件	対象となる持分の時価の33%の額。 ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
金銭債権 についての 民事執行事件	請求債権額。 ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定・仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。
遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。 ただし、分割対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の33%の額。
遺留分減殺 請求事件	対象となる遺留分の時価相当額。
経済的利益を 算定しがたい場合	400万円。 ただし、弁護士は、依頼者等と協議のうえ、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者等の受ける利益等を考慮して、経済的利益の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

※以上により算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額します。

※次のいずれかにあたる場合には、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者等の受ける経済的利益の額に相応するまで増額することができます。

ア 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、以上により算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

イ 紛争の解決により依頼者等の受ける実質的な利益が、以上により算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

平成28年（2016年）6月1日施行